

六ヶ所村スポーツ大会等参加費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 村は、村民のスポーツ振興のため、生涯にわたりスポーツ活動に親しみ、スポーツ意識の高揚を図るため、毎年度予算の範囲内において、六ヶ所村スポーツ大会等参加費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、六ヶ所村補助金等の交付に関する規則（昭和47年規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる者とする。

- (1) 村内に存する団体
- (2) 監督、コーチ、マネージャー又は選手者であって、次のいずれかの要件を満たす個人
 - ア 村に住所を有している者
 - イ 村内の学校に在籍する者
 - ウ 村スポーツ少年団又は村内のスポーツ団体に在籍している者
- (3) 大会の開催要項等に基づき指名された帯同審判員等
- (4) 第2号に該当する個人（未成年に限る。）の引率者であって、次のいずれかの要件を満たす者
 - ア 村に住所を有している者
 - イ 村立小学校、中学校又は六ヶ所高等学校の教職員
 - ウ 村スポーツ少年団又は村内のスポーツ団体に在籍している者

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が行う次に掲げる事業（以下「補助事業」という。）に要する別表に定める費用とする。

- (1) 全国大会等に参加する事業
- (2) 指導者の資格取得等に係る事業

(補助金の額)

第4条 前条第1号に規定する補助事業の補助金の額は、補助対象経費に次条に規定する補助率を乗じて得た額とし、当該年度の予算の定める範囲内とする。

- 2 前条第2号に規定する補助事業の補助金の額は、補助対象経費に次条に規定する補助率を乗じて得た額とし、50,000円を上限とする。
- 3 補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。

4 大会等の主催者又は他団体から補助を受けている場合は、それを差し引いた額とする。

(補助金の率)

第5条 補助金の率は、別表に定める率とする。

(交付の申請)

第6条 規則第3条第1項に規定する補助金の交付の申請は、六ヶ所村スポーツ大会等参加費補助金交付申請書(様式第1号)によるものとする。

2 前項の交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 補助対象経費を確認できる書類
- (3) 大会の開催要項等の補助事業の内容を確認できる書類
- (4) 収支予算書
- (5) 大会参加者等の名簿(補助対象者が団体の場合)
- (6) その他村長が必要と認める書類

3 補助対象者が未成年の場合は、保護者が申請するものとする。

(交付の決定)

第7条 村長は、前条の規定による申請を受けたときは、これを審査し、補助金の交付の可否を決定し、速やかに六ヶ所村スポーツ大会等参加費補助金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)により当該申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第8条 次の各号に掲げる事項は、補助金の交付の決定がなされた場合において、規則第5条第1項の規定により付された条件とする。

- (1) 補助事業の変更、中止又は廃止する場合は、六ヶ所村スポーツ大会等参加費補助金変更等承認申請書(様式第3号)を提出し、あらかじめ村長の承認を受けること。ただし、前条の規定による補助金の交付決定した額の10パーセント以内の変更の場合を除く。
- (2) 補助事業が予定の期日に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその旨を村長に報告してその指示を受けること。
- (3) 補助事業の状況、補助対象経費の収支その他補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、これらを補助金の交付の翌年度から5年間保管しておくこと。

2 前項第1号の規定による申請書を提出する場合は、変更等をする内容が確認できる書類を添えて申請しなければならない。

3 村長は、前項第1号の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、その適否を六ヶ所村スポーツ大会等参加費補助金変更等承認決定(不決定)通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(申請の取下げ)

第9条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期日と

して村長の定める期日は、第7条の規定による補助金の交付の決定通知を受けた日から起算して20日を経過した日とする。

(実績報告)

第10条 規則第12条の規定による実績報告は、補助事業の完了後1か月以内に、六ヶ所村スポーツ大会等参加費補助金実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて村長に報告しなければならない。

- (1) 大会等結果報告書(指導者の資格取得等に係る事業の場合は、受講等したことが確認できる書類)
- (2) 収支決算書
- (3) 補助対象経費の内訳が確認できる書類及び支払いを行ったことが確認できる書類
- (4) その他村長が必要と認める書類

(確定通知)

第11条 村長は、前条の規定による実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは補助金の額を確定し、六ヶ所村スポーツ大会等参加費補助金確定通知書(様式第6号)により、通知するものとする。

(補助金の請求)

第12条 前条の規定により補助金の確定通知を受けた者は、速やかに、六ヶ所村スポーツ大会等参加費補助金請求書(様式第7号)を村長に提出し、補助金を請求しなければならない。

(概算払)

第13条 前条の規定にかかわらず補助事業の実施上、村長が必要があると認める場合は、第7条の規定により交付決定された額の範囲内で補助金を概算払いすることができる。

- 2 前項の規定により概算払いを受けようとするときは、六ヶ所村スポーツ大会等参加費補助金概算払請求書(様式第8号)を村長に提出し、請求しなければならない。
- 3 第11条の規定により確定通知を受けたときは、概算払いを受けた額について、六ヶ所村スポーツ大会等参加費補助金精算書(様式第9号)を提出し、速やかに精算しなければならない。

(補助金の返還)

第14条 規則第16条の規定により補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているとき、又はこの告示の規定に違反して偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたことが明らかになったときは、期限を定めて、申請者に補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行し、令和6年4月17日から適用する。

別表（第2条、第3条、第4条及び第5条関係）

| 補助事業 | | 補助対象者 | 補助対象経費 | 補助率 |
|----------------|----------------------------------|---|---|-----------------|
| 全国大会等に参加する事業 | 大会等出場 (東北大会又は全国大会) | 団体又は個人 (大会等の基準により登録又は参加申し込みしている者) 引率者(1名に限る。) | 大会参加料、参加費、交通費、宿泊費、遠征及び合宿に係る費用その他村長が適当と認める費用 | 県予選等がない場合3分の1以内 |
| | 遠征又は合宿 (県選抜合宿等の県レベル以上のものに限る。) | | | 県予選等がある場合3分の2以内 |
| 指導者の資格取得等に係る事業 | | 個人 | 受験料、交通費、宿泊費その他村長が適当と認める費用 | 3分の2以内 |